土淵生涯学習スポーツ施設使用料

(1)から(5)までに掲げる使用料の合計額を使用料の総額とする。

(1) 基本使用料 (単位 円)

	区分	使用料
施設名		
土淵生涯学習スポーツ施設	体育館	1 時間につき830
	グラウンド	1 時間につき450
	屋外照明施設	1 時間につき1,100

- 備考 利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間 又は端数時間を1時間として計算する。
- (2) 超過使用料:基本使用料の区分の時間を超える場合 基本使用料に次による割合を乗じて得た額とする。

超過時間	加算率
1時間以内のとき	100分の30
1時間を超え2時間以内のとき	100分の60
2時間を超えるとき	100分の100

- (3) その他の使用料:基本使用料に列記する施設以外の施設を利用する場合 当該施設に類似する列記施設のそれぞれの区分に応じた使用料を面積で按分して得た額 とする。
- (4) 冷房・暖房使用料:冷房又は暖房を使用中の場合 基本使用料と超過使用料との合計額に100分の50の割合を乗じて得た額とする。
- (5) 営利営業を目的として施設を利用する場合は、(1)から(4)までに掲げる使用料の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。

詳細については、地区センターにお問い合わせください。